

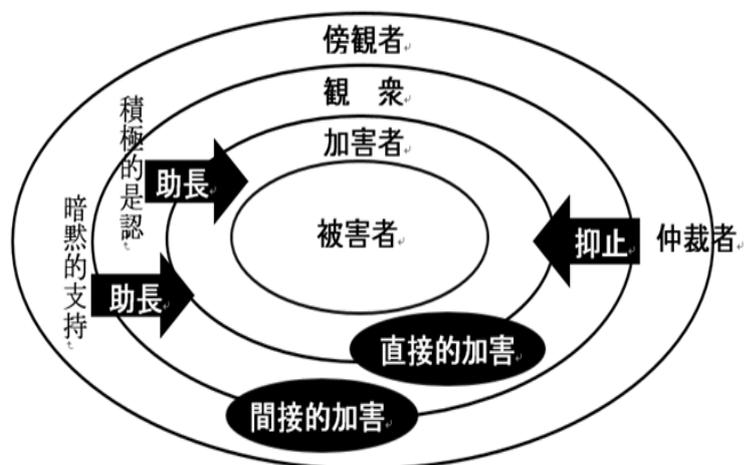
古蔵中学校いじめ防止基本方針

令和8年1月改訂

はじめに

平成25年に施行された『いじめ防止対策推進法』において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（文科 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm#contentsStart）



いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題だけではなく、周囲ではやし立てたり、喜んで観ている「観衆」は、積極的に承認する存在である。また、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在がいじめを促進させてしまったりするなど、いじめには集団の問題という側面があることを十分に理解した上で、望ましい集団づくりに取組、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することが大切である。

1 基本理念

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組むことが必要である。学校においては、いじめ防止のために未然防止、早期発見、迅速かつ組織的な対応を図るなど万全の対策を講じるものとする。

- (1) いじめが起こる背景には、生徒や家庭、学校の問題などさまざまであり、きめ細かな生徒理解に基づき、指導・対応していく必要がある。また、いじめは目につきにくい場所、時間、形で行われることが多いため、日頃より多くの大人が目で見守る必要がある。
- (2) 生徒がお互いを認め合い、思いやりの心を持ち、心豊かに育つことを目指して、生徒指導の4つのポイント(自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)を意識した学校教育の充実を図る。特に、自他の生命を尊重する道徳教育、支持的風土のある学級経営、悩みを相談しやすい教育相談活動などの充実を通して、生徒が生き生きと学校生活を送ることができる教育環境作りを目指す。
- (3) 教育課程を充実させ、生徒会との連携を図りながら、「魅力ある学校づくり」を目指す。

2 本校の現状と課題

本校のめざす生徒像

- 礼儀正しく、相手の立場や気持ちを理解し、自分も他者も大切にできる生徒
- 夢を持ち、夢実現へ努力していく生徒
- 心身ともに健康な体を保持し、自ら考え、何事も主体的に行動できる生徒

昨年度の学校評価アンケートで、「学校にいるのが楽しい」の肯定的回答が89.6%、「自分の学級は楽しい」の肯定的回答が93.3%とおおむね良好である。一方で、学級での様子は、自分かつてな発言・行動が一部見られ、自分も他者も大切にできる学級、生徒自ら夢実現に向けて努力し続けることに課題が見られる。生徒同士がお互いを認め合い、思いやりの心を持って接し、安心・安全に学校生活を送ることができる支持的風土のある環境づくりが求められる。

3 いじめ防止などのための組織

いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、（寄り添い支援員、スクールカウンセラー）

(2) 活動内容

ア 原則として毎月、第1月曜日にいじめに関する情報交換会を実施する。

イ いじめ防止に関すること。

ウ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

エ いじめ事案に対する対応や措置に関すること

(3) 開催

ア 原則として毎月第1月曜日に、いじめに関する情報交換会を実施する。

イ スクールカウンセラーの勤務日に合わせて会議を設定する。または、担任からの報告や学年主任からの要望、保護者、生徒による訴えがあった場合、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。また、定期的に、いじめアンケート調査や教育相談を実施し把握に努める。

ウ 得られた情報は確実に記録に残す。

エ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体把握に努める。

4 「未然防止」について

(1) 教職員

① 学級担任・教科担任

ア 日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。

イ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。

ウ いじめの背景には、勉強や人間関係、家庭環境などのストレスが関わっていることを踏まえ、授業について行けない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切に授業づくりを進めていく。

エ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

オ ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を生徒に提供し、支持的風土づくりの醸成を図る。

② 養護教諭

ア 学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

イ 身体の異常を訴える生徒や欠席の多い生徒の状況を把握し、関係職員と情報を共有する。

③ 生徒指導主事

ア いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。

イ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

④ 管理職

ア 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育は人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。

ウ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

エ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

(2) 生徒

① 自分の考えや思いを相手に伝える表現力や相手の気持ちを思いやる心、協調性及び人権意識を高める。

- ② 自他の意見の相違があっても、お互い同士認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのように影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒同士が円滑にコミュニケーションを図る能力を高める。
- ③ 生徒自らいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを進める。

(3) 保護者（地域）

- ① 三者面談、授業参観及び部活動保護者会、学校諸行事や PTA 作業などあらゆる機会を利用して、保護者（地域）との連携を十分に図る。
- ② 学校ホームページ、学校だより等を通じた適切な情報提供に務めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深める。
- ③ 学校警察連絡協議会、サポートチーム会議などを定期的を開催することにより、関係機関との連携を十分深めておく。

5 「早期発見」について

(1) 教職員

① 学級担任・教科担任

- ア 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- イ 休み時間、放課後の生徒との雑談等から、交遊関係や悩みを把握する。
- ウ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- エ 生徒が日頃から SOS を発信しやすい雰囲気をつくる。

② 養護教諭

- ア 保健室を利用する生徒との雑談などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

③ 生徒指導主事・教育相談担当

- ア 定期的なアンケート調査や教育相談などの実施に計画的に取り組む。
- イ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ウ 休み時間や給食準備時間などでの校内巡視や放課後の校区内巡回などにおいて、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。
- エ 教職員、生徒、保護者、地域住民、青少年指導員、警察補導員、学校運営協議会委員等との毎月第3金曜日の情報交換を通して、いじめの情報を集める。

④ 管理職

- ア 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- イ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能するようにする。
- ウ 職員全体で「学校におけるいじめ発見のためのチェックリスト」の活用を推進する。

(2) 保護者（地域）

- ① 家庭での変化等（「家庭におけるいじめ発見のためのチェックリスト」配布）を見逃さず、積極的に相談できる体制をつくる。
- ② 地域より、登下校時、放課後の様子などを寄せてもらえるような体制をつくる。
- ③ 毎月第3金曜日の情報交換を通して、いじめ等の情報を集める。

6 「早期対応」について

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、必要に応じて毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合その場でその行為を止め、安全確保を優先する(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ウ 発見、通報を受けた場合は、個人対応とせず、組織で対応する。速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行うとともに、必ず生徒指導委員会へ報告を行い、抱え込まないようにする。
- エ その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するため、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間などに慎重な配慮を行う。
- オ いじめた生徒が複数いる場合には、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

(3) 生徒への指導・支援

① 被害生徒への対応

- ア 被害生徒、被害を知らせてくれた生徒の安全を確保するとともに、生徒本人へ、安全の保障を伝え、不安を取り除く。
- イ 被害生徒が信頼する人物(親しい友人や教職員、家族、地域住民等)と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ウ 被害生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- エ 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- オ 状況に応じて、心理や福祉、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

② 加害生徒への対応

- ア いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 必要に応じて、別室指導や出席停止制度を活用し、被害生徒が落ち着いて教育を受ける権利の確保を図る。
- ウ 指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、所轄警察署と連携して対応する。
- エ 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- オ 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、適切に発散できる力を育む。
- カ 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- キ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけてしまったが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築く事ができた場合においては、「いじめ」という言葉を使用したり、加害・被害者を特定したりする指導をさけることも考慮する。

③ 学級担任等

- ア 学級等で話合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- イ 傍観者的な生徒に対しても、当事者意識を持たせ、仲裁はできなくとも、誰かに知らせることができる勇気をもつよう指導する。
- ウ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

(4) 保護者との連携

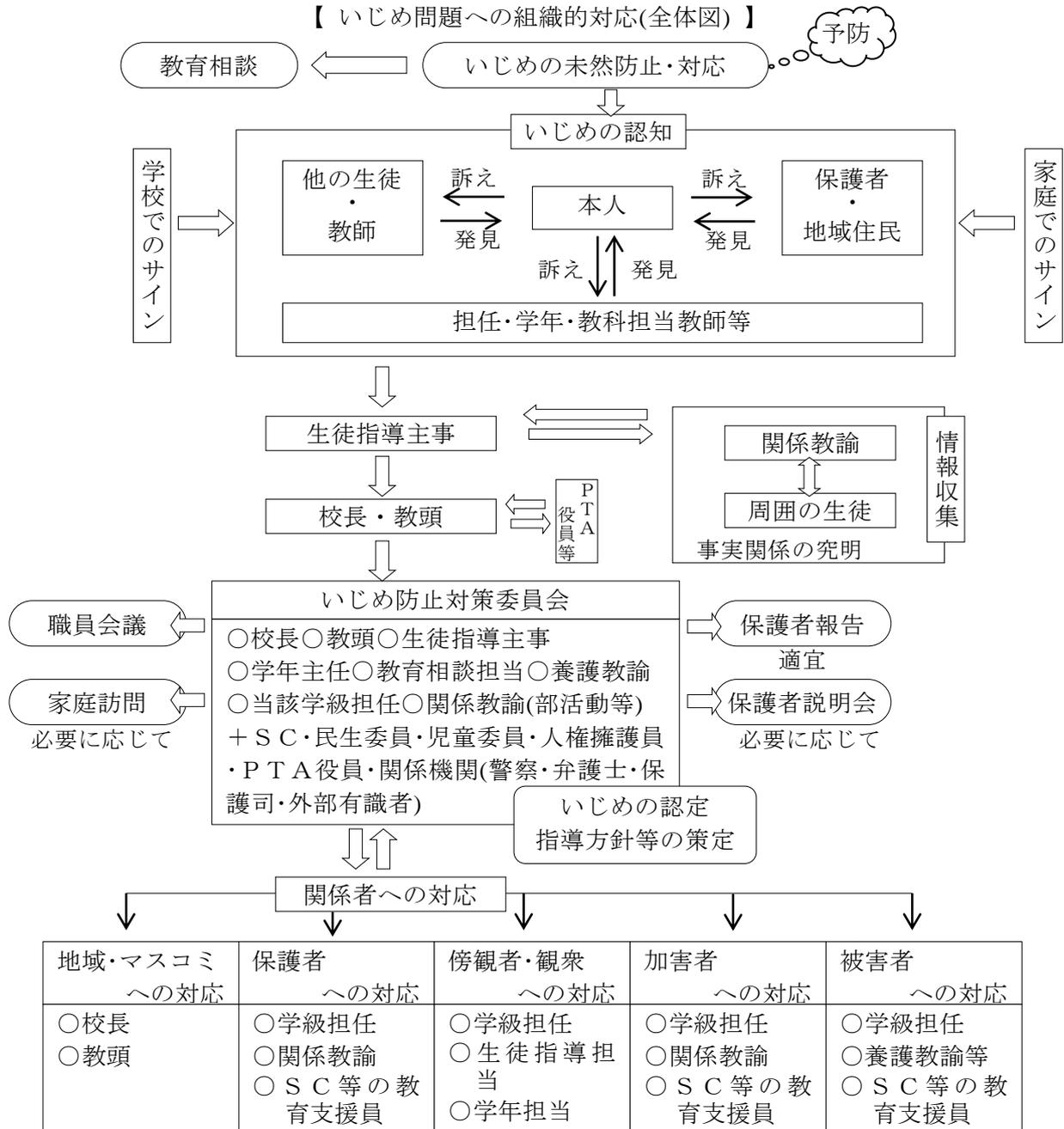
- ア 電話・家庭訪問(加害・被害生徒の家庭へ担任を中心に複数人で対応)などにより、迅速に事実関係を伝えて情報を共有するとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- イ 被害生徒の安全の保障や秘密の保持を約束し、できるかぎり保護者の不安を除去する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(5) いじめ防止対策委員会

- ア 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
- イ 教育委員会への連絡と関係機関等との連携の必要性の有無の確認。

- ウ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- エ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- オ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- カ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

【 いじめ問題への組織的対応(全体図) 】



7 重大事態対応フロー

いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ防止対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

(1) 学校が調査主体の場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

◎学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ※ 「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も検討する。
- ※ 「子ども家庭庁いじめ調査アドバイザー」が、自治体からの要請に応じ、委員の人選に関する助言、中立・公平性のある調査方法等について助言を行う。(令和5年9月子ども家庭庁)

◎調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※ これまでに学校が先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ※ 被害生徒・保護者・加害生徒などの対応、調査結果などは、確実に文言で掲載する。

◎生徒(加害生徒を含む)及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査目的や調査の進め方についてあらかじめ保護者と共通理解を図る。
- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供。(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ アンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

◎調査結果を教育委員会に報告

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

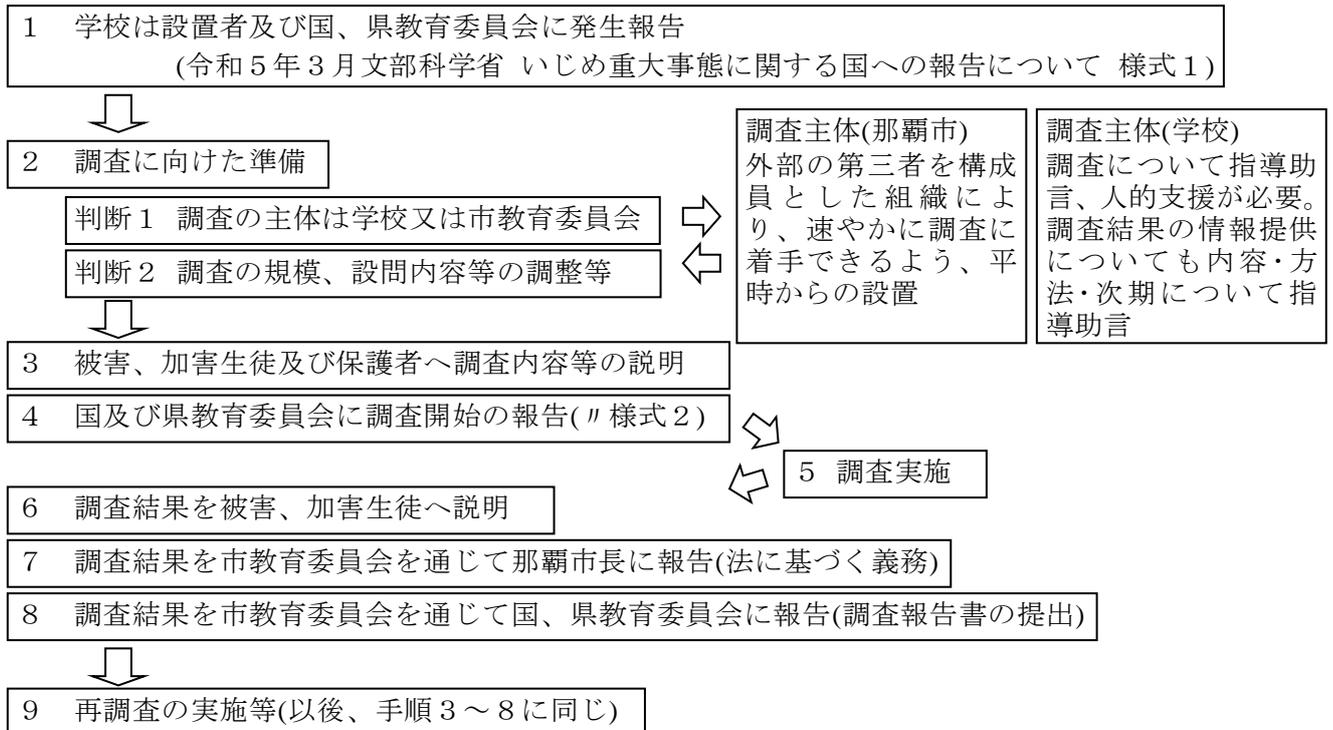
◎調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ いじめ防止基本方針に基づき、適切な対応を講じる。

(2) 教育委員会が調査主体の場合

教育委員会の指示のもと、資料の提供など、調査に協力する。また、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を那覇市長・市議会に報告しなければならない。

【いじめ重大事態の発生報告、調査の手順(概要)】



※那覇市教育委員会又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると那覇市長等が認めるときに再調査を行う。

8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。①いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

9 年間指導計画

月	会 議	防止的取組	早期発見の取組
4	いじめ防止対策委員会 (指導方針、指導計画) 職員会議・学年会 (共通確認)	生徒情報引き継ぎ 校則の確認 始業式・入学式 学級づくり・遠足 生徒会入会式・部活動結成式	家庭状況調査 三者面談 学級保護者会 学校生活アンケート
5	いじめ防止対策委員会	生徒総会	I-チェック、学校生活アンケート
6	学校行事の地域への協 力願い いじめ防止対策委員会	地区中体連夏季大会 平和学習 運動会	教育相談
7・8	学校評価の結果報告 いじめ防止対策委員会	学校評価 (いじめ対策) 県中体連夏季大会 リーダー研修会 校内研修「いじめ防止対策」	学校評価アンケート 学校生活アンケート 三者面談
9	学校評議委員会 いじめ防止対策委員会		学校生活アンケート
10	学校行事の地域への協 力願い いじめ防止対策委員会	学習発表会	教育相談
11	学校行事の地域への協 力願い いじめ防止対策委員会	地区駅伝 合唱コンクール 教育課程評価 (いじめ対策)	学校生活アンケート
12		人権週間 生徒会長選挙立会演説会	三者面談 学校評価アンケート
1	学校評価の結果報告 小中連絡会 次年度対策計画検討 いじめ防止対策委員会	修学旅行 (2年)	学校生活アンケート
2	次年度対策計画検討 いじめ防止対策委員会	入学説明会 (新入生)	学校生活アンケート
3	次年度対策計画検討 小中連絡会 学校評議委員会 いじめ防止対策委員会	学級編制 卒業式・修了式	

* 毎週木曜日 生徒指導委員会

* 毎月第1火曜日 学年会

* 毎月第3金曜日 少年を守る日 (情報交換)

* 適宜状況に応じて特別授業や外部講師による講話などを実施し、いじめ防止に努める。

* 毎月1回 小学校の生徒指導委員会に参加 (古蔵小: 第1木曜日、城岳小: 第1水曜日)

(補助資料) いじめ発見チェックリスト

学校用	家庭用
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える<input type="checkbox"/>忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる<input type="checkbox"/>表情がさえず、うつむき加減である<input type="checkbox"/>活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする<input type="checkbox"/>机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている<input type="checkbox"/>授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている<input type="checkbox"/>学用品の破損、ノートに落書きがある<input type="checkbox"/>授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする<input type="checkbox"/>その子を褒めると嘲笑が起こったり、しらけたりする<input type="checkbox"/>その生徒の隣に誰も座りたがらない<input type="checkbox"/>周囲の生徒がその生徒の机や椅子に触ろうとしない<input type="checkbox"/>黒板や机などにあだ名や「○○死ね」などの落書きをされる<input type="checkbox"/>用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうしたりしている<input type="checkbox"/>保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない<input type="checkbox"/>休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする<input type="checkbox"/>休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い<input type="checkbox"/>清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている<input type="checkbox"/>さほど親しくない友達と一緒にトイレからでてきたり、遅れて教室に入ってきたりする<input type="checkbox"/>理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする<input type="checkbox"/>頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える<input type="checkbox"/>「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子供の名前がでてくる<input type="checkbox"/>係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする<input type="checkbox"/>人権を無視したあだ名がつけられ、しつこく言われる<input type="checkbox"/>部活動への参加を渋ったり、休みがちになる<input type="checkbox"/>日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>学校へ行きたがらない<input type="checkbox"/>「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す<input type="checkbox"/>イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる<input type="checkbox"/>衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている<input type="checkbox"/>お風呂に入りたがらなかつたり、裸になつたりするのを嫌がる<input type="checkbox"/>学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている<input type="checkbox"/>教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている<input type="checkbox"/>食欲がなくなつたり、体重が減少したりする<input type="checkbox"/>寝付きが悪かつたり、眠れなかつたりする日が続く<input type="checkbox"/>愁いに満ち、表情が暗くなる<input type="checkbox"/>部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている<input type="checkbox"/>先生や友達を批判する<input type="checkbox"/>親に隠し立てをすることが多くなる。<input type="checkbox"/>家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする<input type="checkbox"/>親しい友達が家にこなくなり、見かけない者がよく訪ねてくる<input type="checkbox"/>言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりする<input type="checkbox"/>外に出たがらない<input type="checkbox"/>学校の様子を聴いても言いたがらない<input type="checkbox"/>電話に敏感になる<input type="checkbox"/>友達からの電話にていねいな口調で応答する<input type="checkbox"/>不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある<input type="checkbox"/>テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする<input type="checkbox"/>親の学校への出入りを嫌う<input type="checkbox"/>友達のことを聴かれると怒りっぽくなる<input type="checkbox"/>「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに關心を持つ